

# 「子供の性被害防止プラン」の策定

## 1. 子供の性被害とは

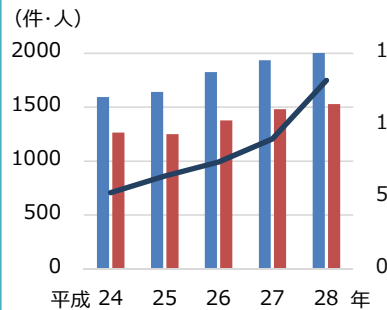
児童買春、児童ポルノの製造等

児童の性に着目した営業による児童福祉法違反

これらに類する行為

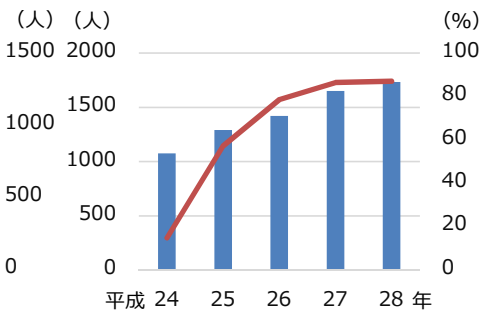
## 2. 子供の性被害をめぐる情勢

児童ポルノ事犯



■ 検挙件数(左軸)  
■ 検挙人員(左軸)  
— 被害児童数(右軸)

コミュニティサイトに起因する児童買春等の事犯



■ 被害児童数(左軸)  
— 被害児童のうちサイト接続にスマホを利用した割合(右軸)



- いわゆる「JKビジネス」等児童の性を売り物とする営業の出現
- 低年齢児童を被害者とする悪質な事件の発生
- 子供の性被害に対する国際社会の動向
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れた取組の推進

## 3. 防止プラン策定の経緯

閣議決定(平成28年3月)

28年4月以降、関係府省庁間の総合調整を、国家公安委員会が行うことに。

犯罪対策閣僚会議(平成28年4月)

関係府省庁局長級会議の開催を申合せ。

局長級会議等(平成28年4月～)

防止プラン策定に向け、関係府省庁局長級会議等において検討を行った。

## 4. 基本計画の構成

第三次児童ポルノ排除総合対策(平成28年7月12日付け犯罪対策閣僚会議決定)に規定の施策



未掲載の施策



6本の柱ごとに、合計88の施策を掲載。

1. 児童の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化
2. 児童が性被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援
3. 児童に対する加害行為に使用されるツール等に注目した被害の予防・拡大防止対策の推進
4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
6. 児童が性被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

## 4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進

### 背景

- 被害児童には、被害を他人に知られたくないという意識が働いたり、自らが被害者であるとの認識が乏しいなどの事情があり、被害が潜在化する蓋然性が高い。
- 被害児童の保護及び支援については、初期段階における一時保護にとどまらず、精神面も含めて継続的に行う必要性が高い。
- 保護及び支援は、家庭環境の調整、家族関係の再構築など、中長期的に進めていくことが必要となる場合もある。

### 主な施策

- 児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備  
(警察庁、法務省)
- 児童の性を売り物とする営業に関与する児童の補導の推進  
(警察庁)
- 児童相談所・市町村における児童等への支援  
(厚生労働省)
- 性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実  
(内閣府、警察庁、厚生労働省)

